第二百十八条の二の二第三項	法第五十六条の二第一項	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第一項	（新設）
	医薬品	化粧品	（新設）
	処方箋、指示書又は	指示書又は	（新設）
	疾病の診断、治療又は予防等の目的	医療の提供に資する目的	（新設）
	疾病の種類及び状況	状況	（新設）
第二百十八条の二の三第一項	法第五十六条の二第二項第一号	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第二項第一号	（新設）
	医薬品	化粧品	（新設）
	疾病の種類及び状況	状況	（新設）
	疾病の診断、治療又は予防等の目的	医療の提供に資する目的	（新設）
第二百十八条の二の三第二項	法第五十六条の二第二項第二号	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第二項第二号	（新設）
	法第五十六条の二第一項	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第一項	（新設）
第二百十八条の二の四第一項	法第五十六条の二第三項第二号	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第三項第二号	（新設）
	次の表の上欄に掲げる医薬品（これらに準ずるものを含む。）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める使用数量	二十四個（一個あたり六十グラム以下の化粧品又は一個あたり六十ミリリットル以下の化粧品にあつては百二十個）	（新設）
第二百十八条の二の四第二項	法第五十六条の二第三項第二号	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第三項第二号	（新設）
	前項の表の上欄に掲げる医薬品（数量にかかわらず医薬品を自ら使用する目的で輸入する場合に該当するか否かについて確認する必要があるものを除く。）で、それぞれ同表の下欄に定める使用数量	二十四個（一個あたり六十グラム以下の化粧品又は一個あたり六十ミリリットル以下の化粧品にあつては百二十個）	（新設）
	医薬品	化粧品	（新設）
	法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三	法第十四条又は第十九条の二の承認	（新設）